

憲法解釈と安全保障法制

2024.11.30 山本庸幸

1. 集団的自衛権とは？

- ① 国際連合憲章第 51 条に明記
- ② 集団的自衛権とは
- ③ 北大西洋条約機構の例
- ④ 現行憲法第 9 条との関係
- ⑤ 憲法と国際法のいずれが優先するか

2. 従来 of 憲法 9 条解釈

- ① 朝鮮戦争と自衛隊の創設
- ② 自衛隊違憲論に対抗する憲法解釈
- ③ 自衛権行使の三要件
- ④ 右翼の権化から左翼側へ
- ⑤ 立憲主義に基づく法治国家
- ⑥ 長官の交代
- ⑦ 後任の悲劇

3. 安全保障法制の今後

- ① 平和安全法制関連法の成立
- ② 改正後の自衛隊法
- ③ この集団的自衛権は無制限ではない
- ④ これまでの米関与の戦争
- ⑤ これからの米関与があり得る戦争

4. 最高裁判所での印象に残る判決

- ① 窃盗被告事件での無罪判決 平成 29 年 3 月 10 日(第二小法廷・判決)
- ② 一票の格差判決での少数意見 平成 26 年 11 月 26 日(大法廷・判決)

(参考) 元内閣法制局長官・元最高裁判所判事回想録 (弘文堂 2024 年 2 月) 以上